

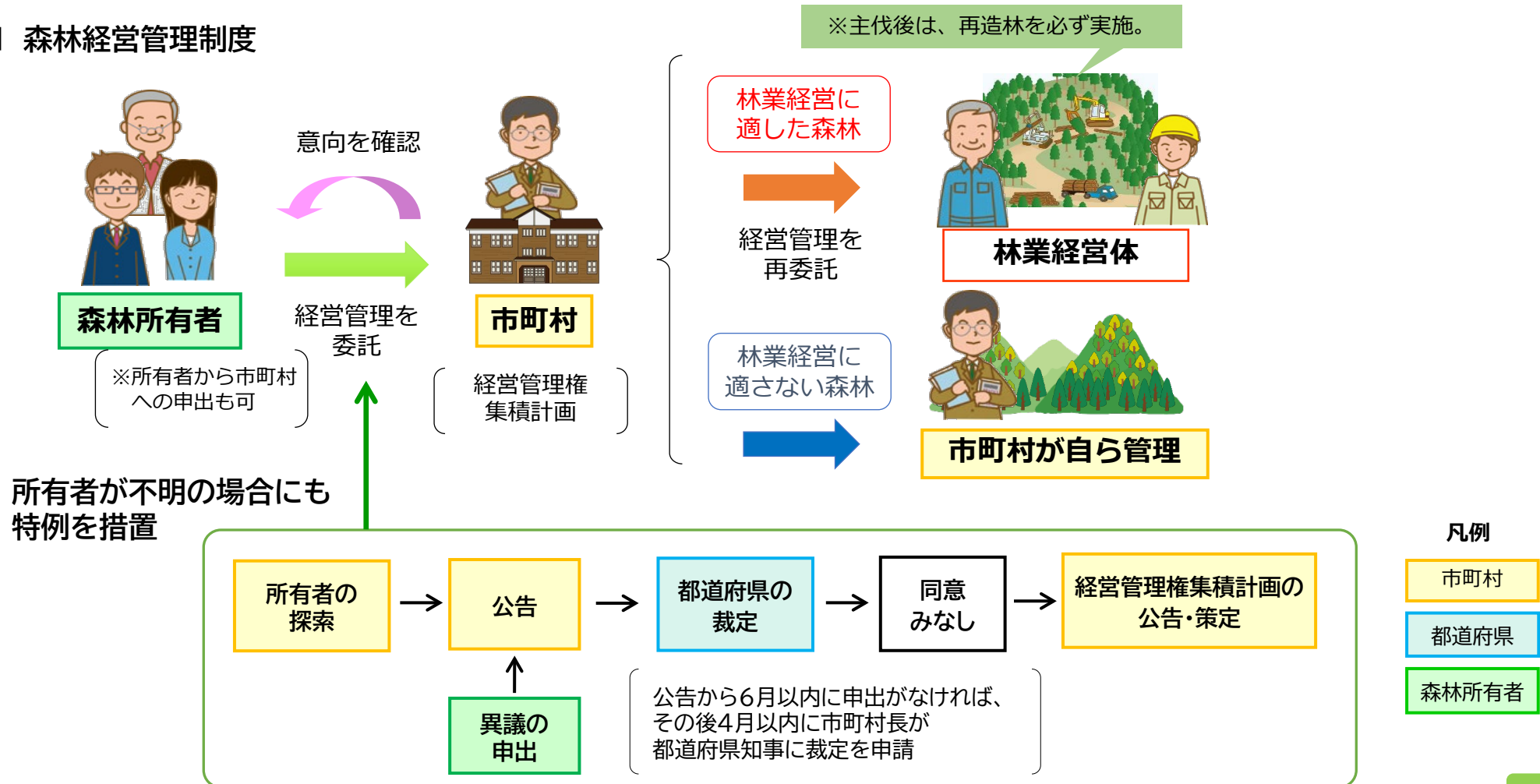
森林経営管理制度の取組状況について

令和 7 年 1 月
林野庁

森林経営管理制度の取組の流れ

- 所有者自らが森林の経営管理をできない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託することなどにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。
- 所有者不明森林等については、探索・公告など一定の手続を経ることで、市町村に経営管理権の設定を可能とする特例を措置。

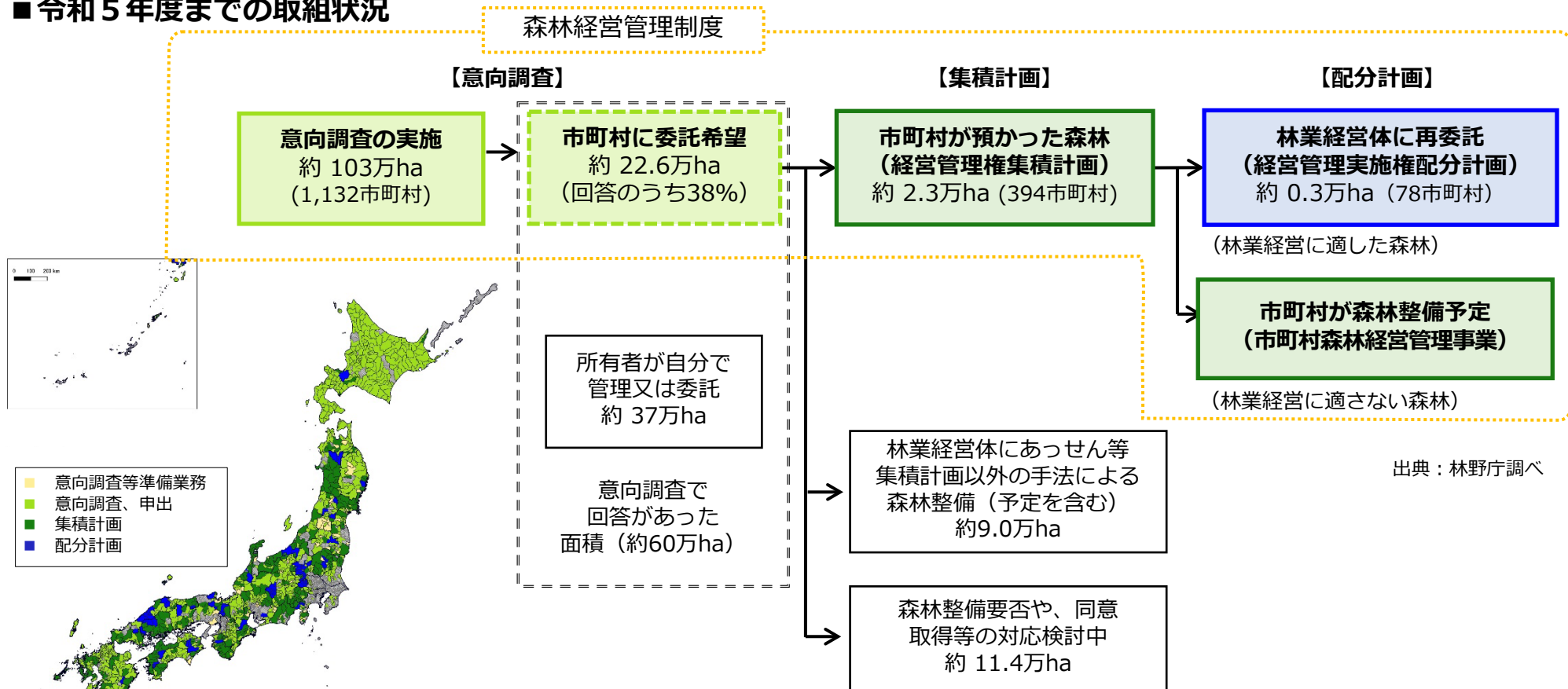
■ 森林経営管理制度



森林経営管理制度の取組状況

- 制度開始からの5年間で、1,132市町村(制度活用を希望する市町村の94%)にて、約103万haの意向調査を実施。
- 回答があったもののうち、約4割の所有者から市町村への委託希望があり、こうした森林について市町村による森林整備のほか、林業経営体へのあっせん等も活用しながら森林整備につなげており、未整備森林の解消に貢献。
- 一方で、林業経営体への権利設定は低位に推移し、林業経営に適した森林における循環利用への貢献は限定的。

■ 令和5年度までの取組状況



森林経営管理制度による森林整備の取組事例

経営管理実施権配分計画に基づく主伐・再造林

やいた
＜栃木県矢板市＞

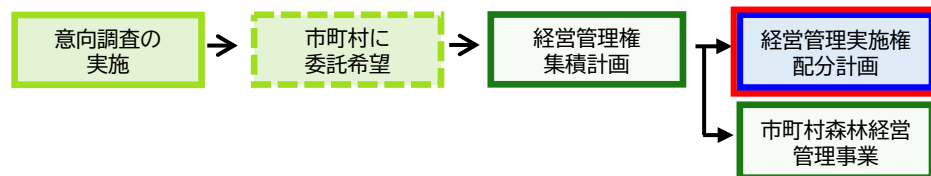
- 矢板市では、施業の履歴がない私有林人工林について、意向調査を実施。（所有者は、委託での林業経営を希望）
- 市、県、林業経営者等で構成される協議会において、改めて、経営が成り立つか等を判断。
- 約1haの集積計画、配分計画を策定し、林業経営体に再委託。
- 令和5年に主伐・再造林を実施。



＜主伐実施箇所＞



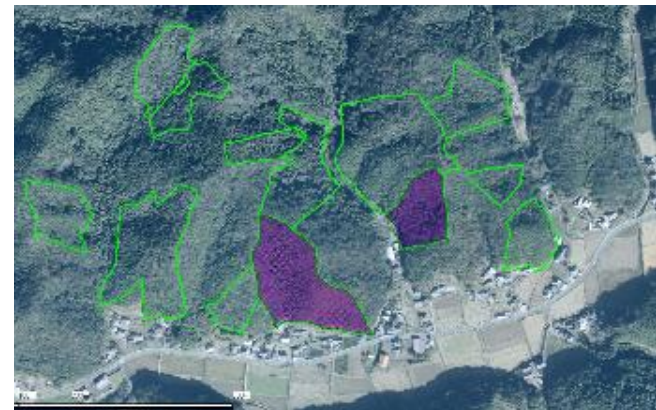
＜再造林後の状況＞



共有者不明森林の特例

はさみちょう
＜長崎県波佐見町＞

- 波佐見町では、約18haの森林に対して意向調査を実施。所有者が判明した森林については集積計画を策定。
- 約4haの森林は、登記名義人の相続人のうち1名の所在が不明であったため、共有者不明森林の特例を活用。
- 6か月間の公告を実施し、異議の申出がなかったため、集積計画を策定し、経営管理権を設定。
- 令和6年3月に、先行して集積計画を策定していた周辺の森林と一体的に間伐を実施。



集積計画策定済み森林（14.51ha）
共有者不明森林（3.78ha）

森林経営管理法等の見直しに向けた経緯と検討事項

■ 森林経営管理法(平成30年法律第35号)(抄)

附則第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

■ 「第8回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」(令和6年8月27日)

政策の展開方向(抄)

【令和7年常会提出】 地域の関係者の連携により、再造林等に責任をもって取り組む林業経営体に対して、森林の集積・集約化を進める新たな仕組みを構築する(森林経営管理法の改正を検討)

■ 林地開発許可制度の実効性強化

林地開発許可制度について、一部において、許可条件に違反する開発行為も発生。



(検討事項)

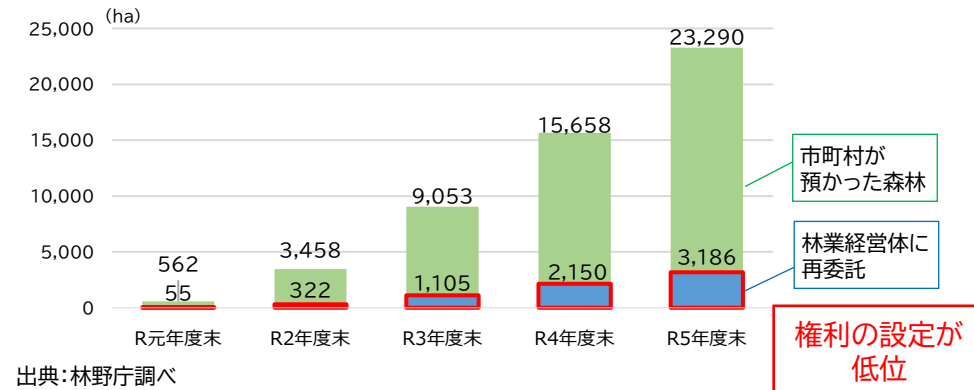
- I 森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組みの構築
- II 制度推進を担う市町村の事務負担の軽減
- III 林地開発許可制度の実効性強化

検討事項Ⅰ 森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組みの構築

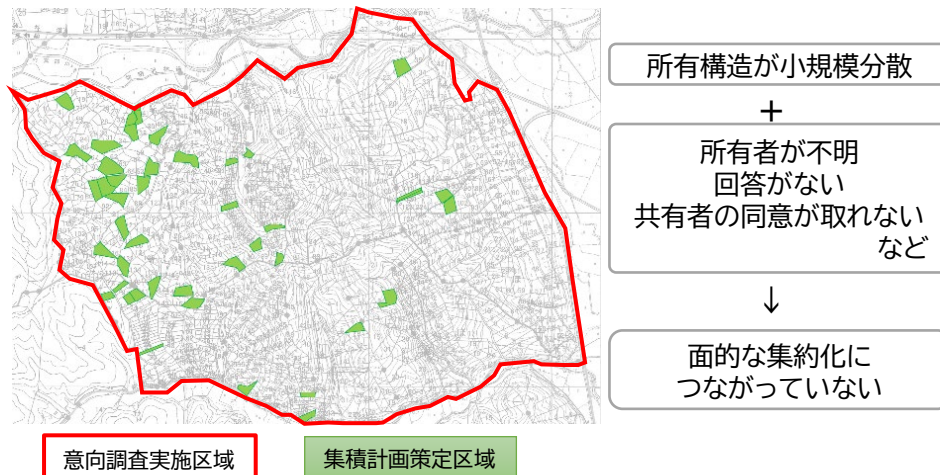
現状・課題

- 現行制度においては、受け手となる林業経営体等地域の関係者と市町村との連携が不十分であるため、林業経営体への集約化につながっていない状況。
- このような中、地域の関係者で協議して、周辺の小規模分散森林も加えた集約化や、効率的な路網配置を計画するなど、面的なまとまりをもって林業経営体に権利設定を行っている取組がある。

■林業経営体への権利設定の状況

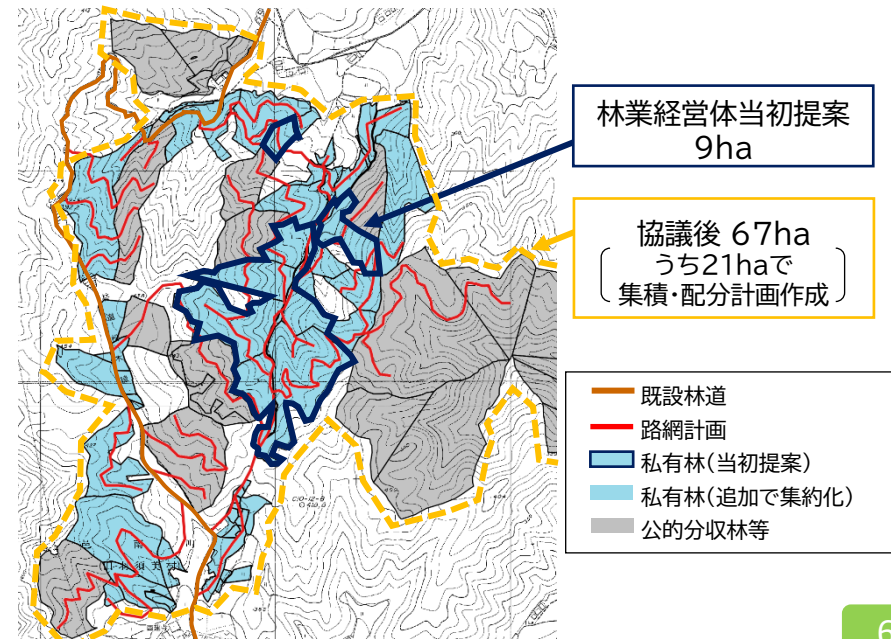
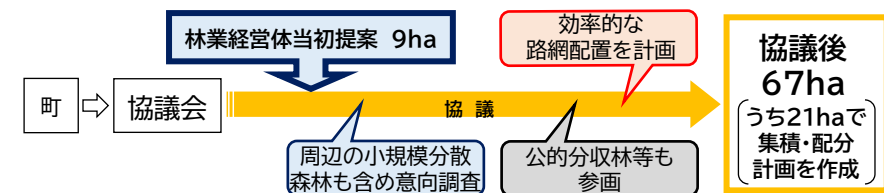


■集積計画の作成状況の例



■集約化が進んだ取組事例(島根県邑南町)

林業経営体から提案を受けたうえで、協議会で周辺の小規模分散森林も含めた意向調査や、公的分収林等も含めた路網計画を検討。

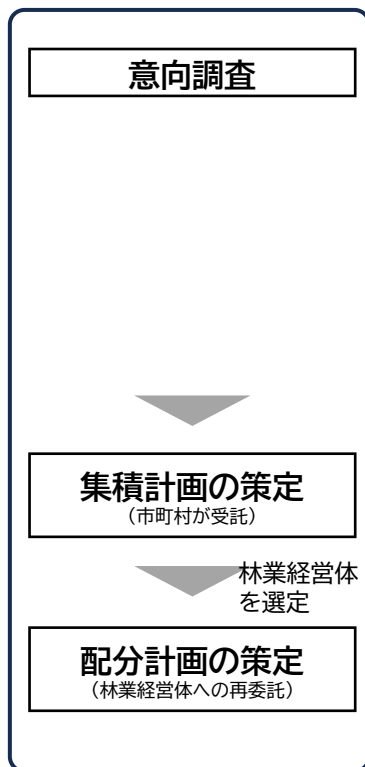


検討事項Ⅰ 森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組みの構築

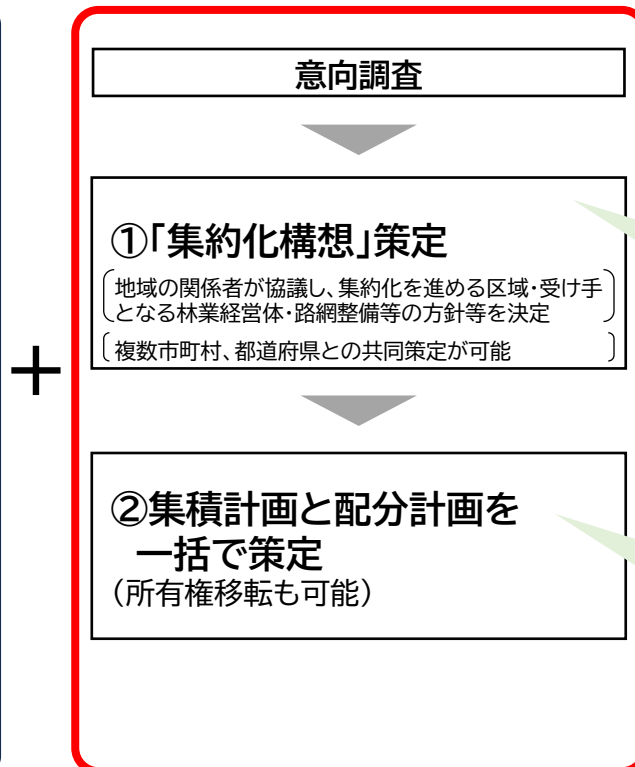
対応方向

- 現行の仕組みに加え、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを検討。
- 具体的には、林業経営体も参加して関係者が協議し、森林の将来像を定める構想として、経営管理の集約化を図る区域、受け手となる林業経営体や路網整備の方針等を定める。この構想は、都道府県との共同策定も可能とする。この実現に向け、林業経営体が主体的に森林所有者への働きかけ等を行うとともに、一括で市町村・林業経営体への権利設定を可能とする。

【現行の仕組み】



【新たな仕組み(案)】



- ・市町村と林業経営体、森林所有者、川中・川下の事業者等の関係者が協議。
- ・経営管理の集約化に向けた将来像(絵姿)として、集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体を決定する「集約化構想」を策定。
- ・構想の作成について、林業経営体からの提案も可能。

効果

受け手と定められた林業経営体は、市町村の有する森林所有者情報も活用し、主体的に森林所有者の同意取得に向け働きかけ。市町村は、当初の段階で受け手となる林業経営体が定められるため、効果的・効率的な制度推進が可能。

- ・「集約化構想」の実現に向け、一括計画を作成・公告し、市町村と受け手に同時に権利設定。
- ・所有権移転(任意記載)に係る事項を定めた場合には、所有者届出を不要とするとともに、市町村による嘱託登記が可能。

効果

一括計画とすることにより、迅速・簡便な権利設定を可能に。

検討事項Ⅱ 制度推進を担う市町村の事務負担の軽減

現状・課題

- 市町村の体制が十分でない中、専門知識や体制を有する法人等に、森林や境界の調査など専門的な業務を委託し、制度を推進している事例が見られる。
- 小規模所有で相続登記されていない森林の共有状態が拡大し、経営管理権設定のための探索や全員同意取得等がハードルとの声。また、所有者不明森林等の特例の活用にも時間を要している。

■市町村の制度運用を支援する取組の例

公益社団法人とちぎ環境・みどり
推進機構(栃木県)

- ・森林情報収集、境界確認、林分調査、路網線形調査、施業案の検討等、市町の技術的な業務を支援。



GNSSを活用した境界調査

一般社団法人やましごと工房
みま
(徳島県美馬市・つるぎ町など)

- ・森林経営管理方針案の検討、意向調査、境界確認、集積計画・配分計画作成、市町森林経営管理事業の監理等の市町村の業務を補助。



空中写真から森林資源状況を解析

■森林経営管理法における森林所有者の同意等に係る主な手続

- ・集積計画の作成時には、関係権利者全員の同意が必要。
- ・共有者(所有者)不明森林の場合、6ヶ月の公告(及び所有者不明の場合は、都道府県知事の裁定)を経れば、特例により集積計画作成が可能。
(その他、所有者の同意が取得できない森林の特例も措置)

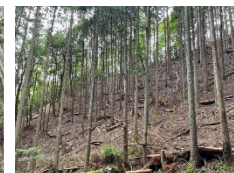
■探索や同意取得、特例の活用時間に時間を要した例(京都府綾部市)



登記名義人25名(明治時代の登記)
→ 相続人探索の結果、147名の共有者が判明。

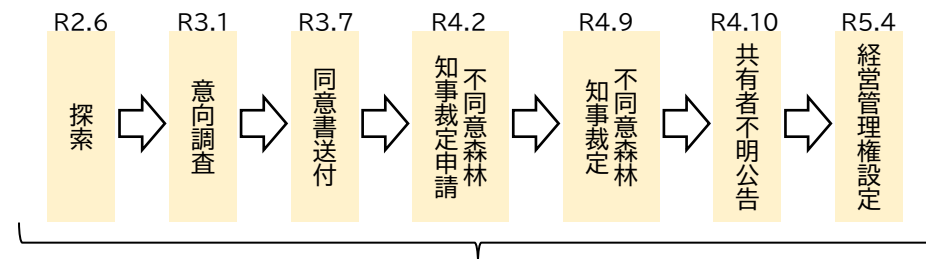


施業前



施業後

(探索から経営管理権の設定までの経緯)



合計 34ヵ月(2年10ヵ月)

検討事項Ⅱ 制度推進を担う市町村の事務負担の軽減

対応方向

- 市町村の制度運用に関する事務等を支援する法人を制度に位置付け、森林所有者情報の利用や制度活用の提案に係る権限等を付与することを検討。
- 経営管理に係る権利設定の同意要件の緩和や共有者不明森林等に係る特例措置の迅速化を図る方策を検討。
- 市町村が自ら行う伐採等を森林法の伐採及び造林の届出の対象から除外する方向で検討。

【市町村の事務負担の軽減(案)】

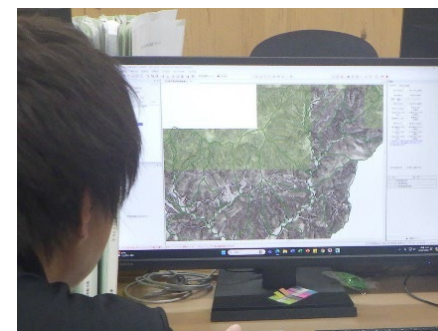
① 市町村事務の支援

- ・ 市町村の制度運用に関する事務等を支援する法人を制度に位置付け、市町村に対し、市町村からの森林所有者情報の取得や「集約化構想」の策定の提案を可能に。
- ・ 法人は、市町村の行う森林の集積・集約化に向けた取組(森林所有者の探索等)を支援。

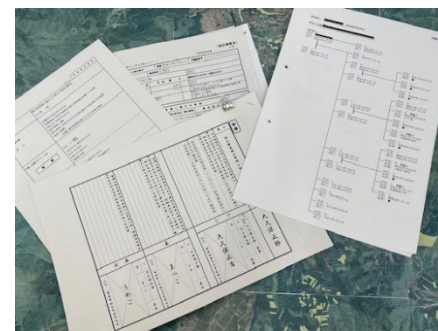
② 手続要件の緩和等

- ・ 経営管理権の設定に係る同意要件の緩和。
(間伐(木材の販売を含む)、保育については過半数の同意で可能)
- ・ 所有者不明森林の特例等に係る手続の迅速化。
(公告期間を2月に短縮(現行6月))
- ・ 市町村が自ら伐採を行う場合、伐採・造林届出の対象から除外。

【市町村の事務を支援する法人が実施する業務の例】



<森林情報の解析>



<森林所有者の探索>

検討事項Ⅲ 林地開発許可制度の実効性強化

現状・課題

- 林地開発許可制度については、必要な許可基準の見直し等を順次措置しており、許可件数は10年前と比べて半減。
- 一部において許可条件に違反する開発行為も発生しており、災害等の発生を十分に防止できていない等の課題。

対応方向

- 許可条件違反に対する罰則や命令違反者の公表に係る仕組みを検討。

■近年の許可基準の見直し(主なもの)

太陽光発電に係る林地開発の特殊性を踏まえた許可基準の制定(R元)

- ・ パネルにより降水が浸透しにくいため、より大規模な排水施設を整備。など

小規模開発における災害発生状況、降雨形態の変化等を踏まえた見直し(R4)

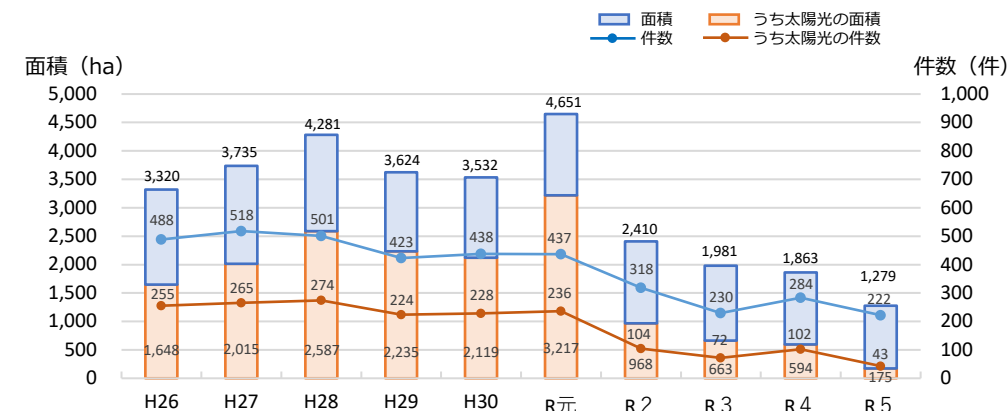
- ・ 太陽光発電に係る開発行為の場合、許可を要する規模を1ha超から**0.5ha超**に引き下げ。

■許可条件違反により、災害が発生した事例



A県における太陽光発電設備の設置において、許可条件に防災施設の先行設置を付していたが、防災施設と同時に伐採とパネル設置を進めたため、土砂が流出し周辺道路・水田に被害。

■林地開発許可の件数及び面積



出典：林野庁調べ

(新設) 許可条件違反に対する罰則を検討。

■違反状態にある土地がそれを知らない者に売却され、違反状態の解消が困難となるところであった事例

B県で工場等用地の開発が無許可で行われ、県は違反者に中止等を求め、開発は中止。その後、土地売却の話が出たため、県は違反者の了解を得た上で購入検討者に違反の事実を伝えた結果、購入検討者は違反状態のままの購入を断念。県が違反状態の事実を伝えなければそのまま購入した可能性。

(新設) 命令違反者の公表に係る仕組みを検討。

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林の集約化モデル地域実証事業

【令和7年度予算概算決定額 525（－）百万円】

<対策のポイント>

小規模・分散、境界が不明な森林への対応として、**林業経営体への集積・集約化を促進**するため、関係者による情報共有や、合意形成、経営管理の一層の円滑化に役立つ条件整備等を実行するモデル事業を支援します。

<事業目標>

- 私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合（5割〔令和10年度まで〕）
- 森林経営管理制度の支援を行える技術者の能力向上（1,200人〔令和10年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

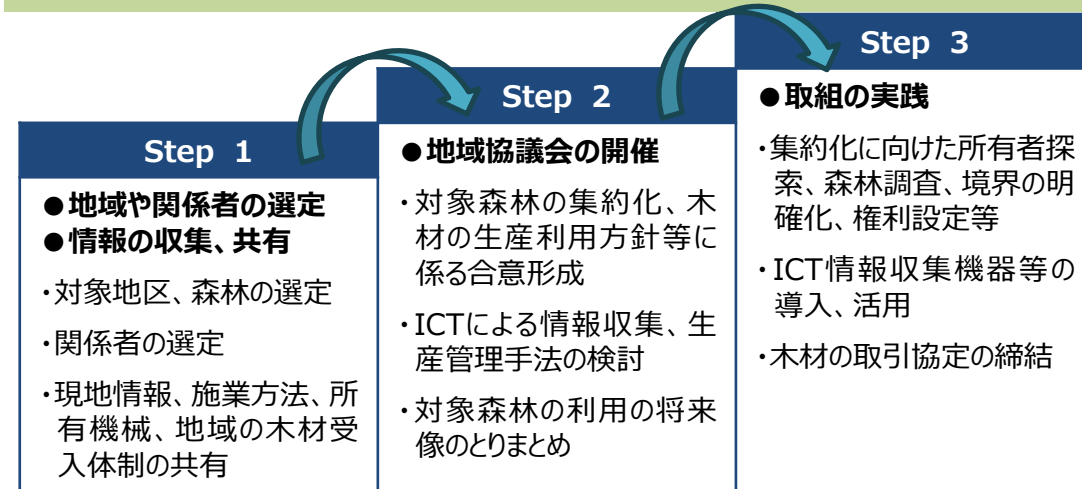
1. 集約化モデルの実証支援

- ① 林業経営体、市町村、都道府県、森林所有者等の関係者の協議による集約化に係る合意形成を支援します。
- ② ICTを活用した森林調査や境界の明確化、所有者探索等を実施し、経営管理の権利を設定する集約化の取組を支援します。

※ 林業・木材産業循環成長対策により、本事業の実施主体が行う路網整備の取組に対して優先的に支援し、生産性向上を後押し

2. 専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析

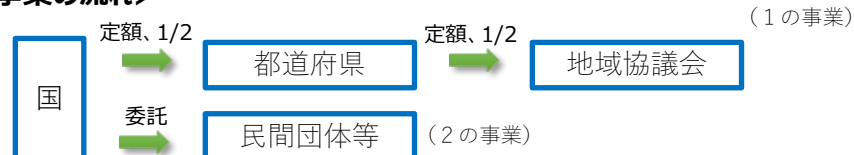
モデル事業の効果を高めるため、森林の集積・集約化を支援する専門人材を養成するとともに、所有者不明対策や境界明確化に係るノウハウを整理・分析し横展開を図ります。



取組に対する助言、評価、分析、普及により事業効果を向上

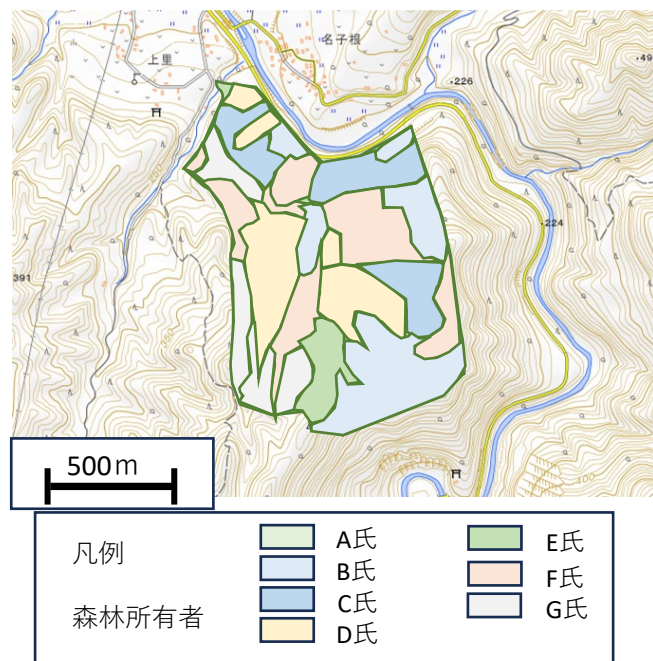


<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-6744-2126）

〈実施前〉



〈対象区域の条件〉

- ・地籍調査：実施済
- ・航空レーザ計測：実施済
- ・小規模零細な森林所有者A～G
- ・森林を所有する意思がある林業経営体Xが所在

〈課題〉

- ⇒現状、森林を手放したい所有者A～C、経営委託したいD～F、自ら経営するつもりGがいる
- ⇒航空レーザ計測データはあるが、個々の森林に関する解析はされておらず林況把握ができていない。

〈実施後〉

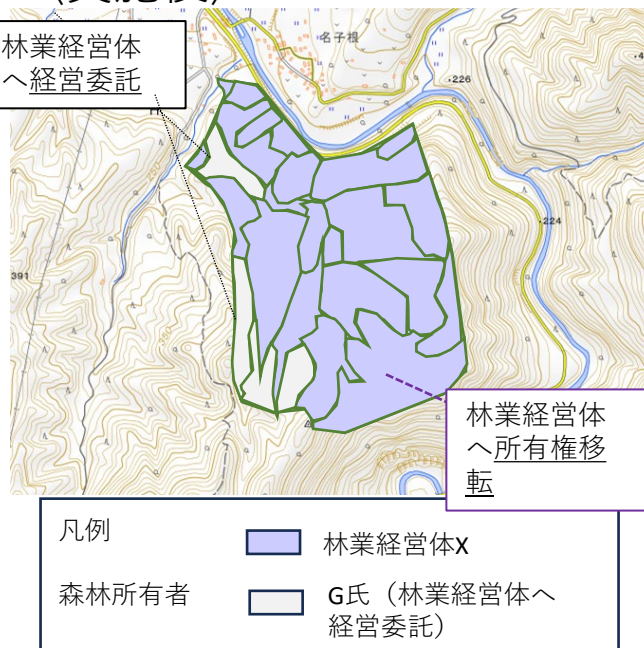
地域協議会での
森林の経営管理
方法を相談

林業経営体へ
の所有権移転
手続き・登記
等

林業経営体へ
の経営委託

林業経営体
へ経営委託

林業経営体
へ所有権移
転



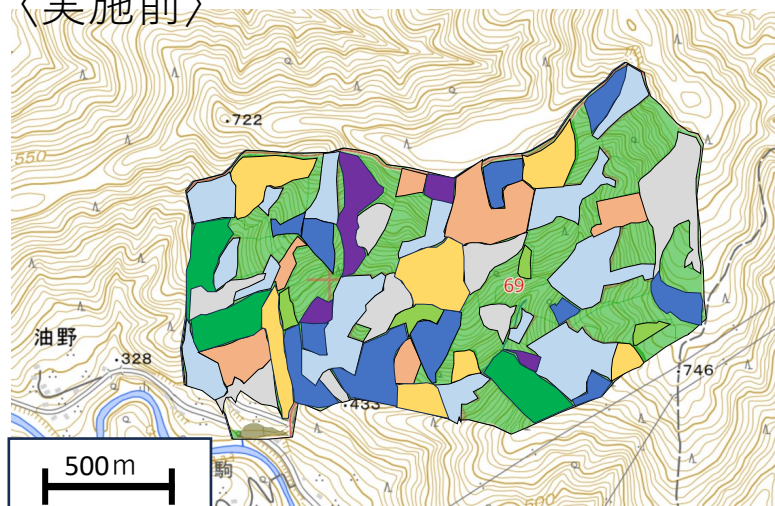
〈取組の概要〉

- ・航空レーザ計測データを解析することで林況を把握し、**森林の価値を算定**
- ・協議会での**合意形成の結果として、森林を手放す意思を示した所有者A～Fの森林は林業経営体Xに所有権を移転**
- ・所有を継続する意思を示した所有者Gの森林は、施業の集約化による生産性向上のため、林業経営体Xに**経営委託**

〈効果〉

- ⇒林業経営体Xは、所有森林の経営をすることで、将来にわたって立木在庫を保有し、**経営が安定化**
- ⇒相続等による森林のさらなる小規模化を予防

〈実施前〉



凡例	A氏	E氏
	B氏	F氏
森林所有者	C氏	G氏
	D氏	H氏

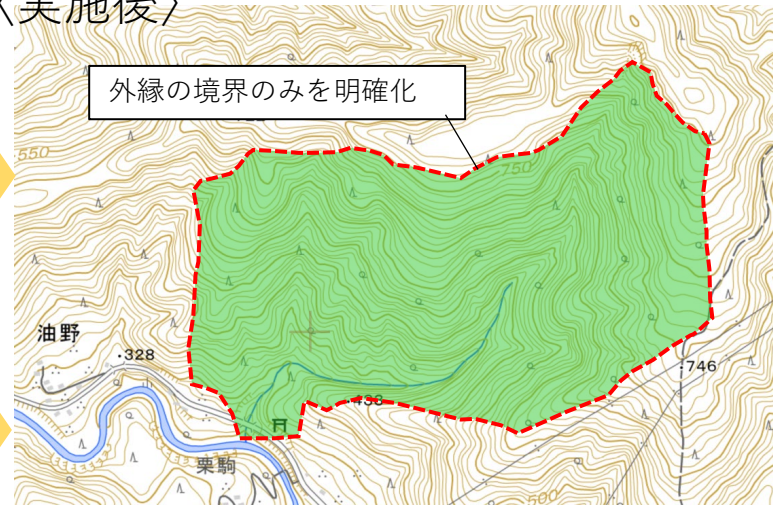
〈対象区域の条件〉

- ・地籍調査：未了
- ・航空レーザ計測：実施済
- ・小規模零細な森林所有者A～H
- ・森林経営をしたい製材工場Y

〈課題〉

- ⇒所有者ごとに、森林への関心、経営管理の意向が異なる
- ⇒施業区域全体の境界明確化は金銭的・労力的・時間的にコストが多大にかかる
- ⇒製材工場Yは町外のため、森林所有者とは面識やなじみがない

〈実施後〉



地域協議会での
森林の経営管理
方法を相談

航空レーザ
計測データ
を活用した
外縁の境界
確定

〈取組の概要〉

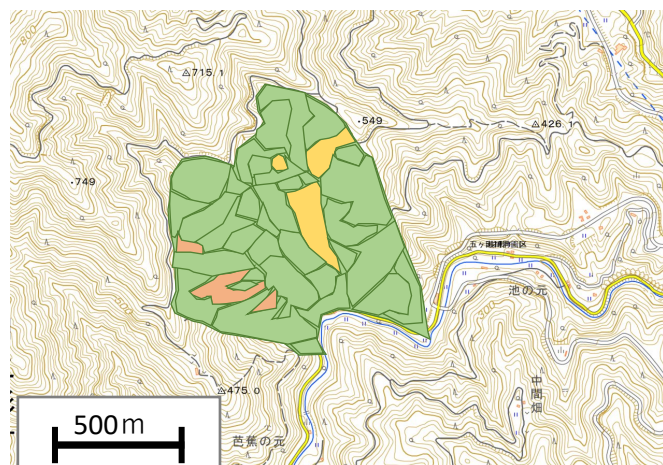
- ・地域協議会において、関係者の信頼関係の構築、集約化の手法検討
- ・外縁だけを境界明確化し、森林内の境界や所有にとらわれず製材工場Yに林業経営を集約化
- ・木材販売代金の個々の所有者に対する配分方法（台帳面積の割合等）も含めた森林経営の方針を合意形成

〈効果〉

- ・内縁の複雑な境界管理を省略
 - ⇒主伐・再造林以降の森林整備も地形等の自然条件に沿って最適化、現場管理等が容易に
 - ⇒相続等によるさらなる小規模化を予防
 - ⇒森林所有者、製材工場Yの利益最大化

※本資料においては、実際の森林の航空写真や地形図を参考に作成していますが、森林経営や所有状況、林況等は反映しておりませんので、あくまでイメージとしてご認識ください。

〈実施前〉



凡例

所有者が判明 (A～H)
所有者不明
所有者不明

森林所有者

〈対象区域の条件〉

- ・地籍調査：実施済
- ・航空レーザ計測：未了
- ・小規模零細な森林所有者が多数所在
- ・所有者不明森林が介在
- ・林業経営体Zが近隣で森林経営計画を策定

〈課題〉

⇒判明している所有者の経営管理に係る意向に差がある
(所有者が不明な森林があり、森林の集約化のために森林経営管理制度の特例措置や、民法（所有者不明土地管理制度）等の活用が必要)

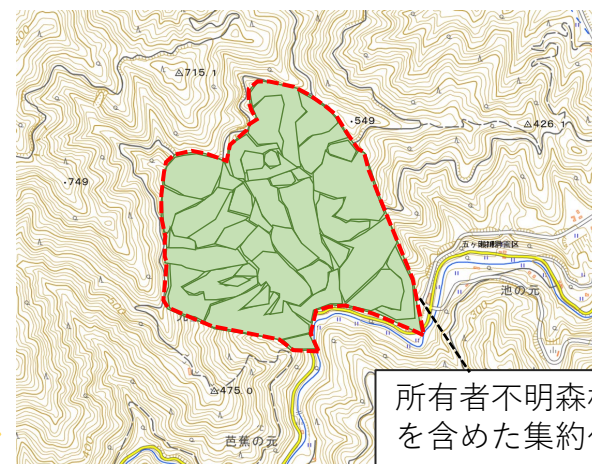
地域協議会での森林の
経営管理方法を相談

所有者
探索

不明森林の
特例措置に
より集約化

法律専門家等による助言
等

〈実施後〉



〈取組の概要〉

- ・森林経営管理制度による集積計画により集積
- ・所有者不明森林については、所有者の探索や森林経営管理制度の特例措置を活用し、集積計画を策定
- ・森林経営管理法をはじめ、その他法的措置を活用した所有者不明森林、共有者不明森林等への対応について、弁護士や司法書士等の専門人材による助言等により、適切な手段を選択

〈効果〉

- ・所有者不明森林も含めた面的な集約化、森林整備を実現

※本資料においては、実際の森林の航空写真や地形図を参考に作成していますが、森林経営や所有状況、林況等は反映しておりませんので、あくまでイメージとしてご認識ください。

森林環境譲与税の活用状況等について

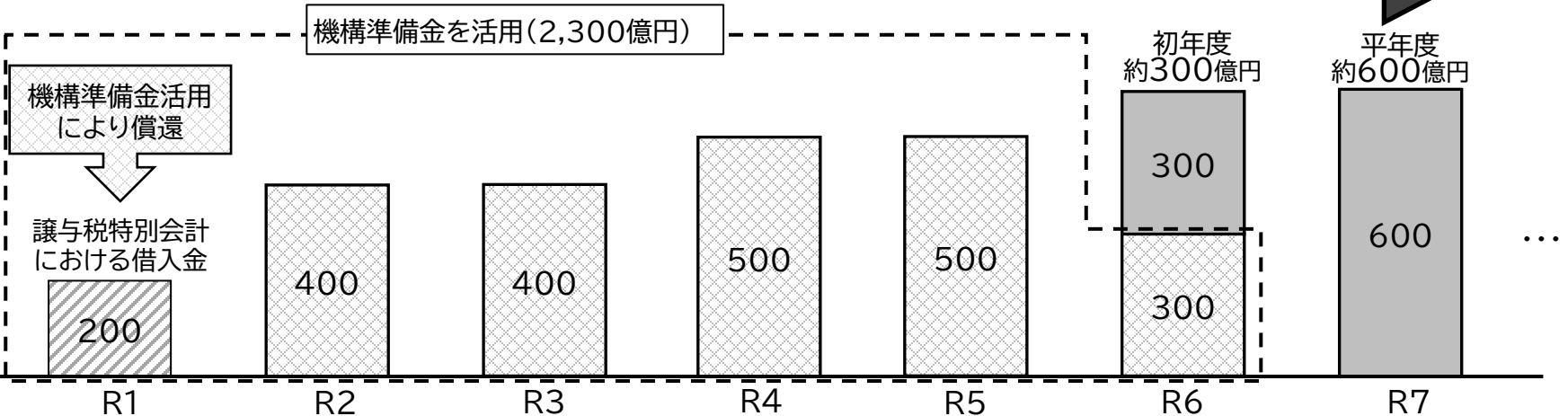
～ 国民一人一人が、森を支える。森林環境税 ～

森林環境譲与税の概要

- パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)

各年度譲与額

森林環境税課税
(年額:1,000円)



市:県の割合	80:20	85:15	88:12	90:10
(市町村分)	160	340	440	約540
(都道府県分)	40	60	60	約60

【譲与基準】

市町村分	55% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正)
	20% : 林業就業者数
	25% : 人口
都道府県分	市町村と同じ基準

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

*R6以後の年度分の譲与税について適用。R5以前の年度分は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の譲与割合により譲与。

森林環境譲与税の活用状況

- 森林環境譲与税の活用額は、令和元年度の譲与開始以降、着実に増加しており、令和5年度には市町村と都道府県を併せて464億円となりました。
- 使途別の内訳をみると、間伐等の森林整備関係に最も多く活用されており(約6割)、次に木材利用・普及啓発に活用されています。

■ 森林環境譲与税の活用額（令和元年度～5年度）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	〔令和6年度 予定〕
活用額	96億円	210億円	270億円	399億円	464億円	(602億円)
うち 間伐等の森林整備関係	44億円	111億円	150億円	234億円	276億円	(368億円)
うち 人材の育成・担い手の確保	31億円	51億円	57億円	68億円	75億円	(93億円)
うち 木材利用・普及啓発	21億円	48億円	63億円	97億円	113億円	(141億円)
(参考) 譲与額	200億円	400億円	400億円	500億円	500億円	—

(参考) 市町村・都道府県別

市町村	65億円	163億円	217億円	341億円	406億円	(533億円)
都道府県	31億円	47億円	53億円	58億円	58億円	(70億円)

※ 令和6年度予定の金額については、令和6年6月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの。

※ 令和6年度譲与額については、森林環境税の収入額を踏まえて決定。

森林環境譲与税の活用事業における都市・山村連携に関するアンケート調査の結果(概要)

○ 林野庁では、森林環境譲与税を活用した都市・山村連携を促進するため、令和4年9～12月に市町村への連携ニーズに関するアンケート調査を実施しました。

○ アンケートでは、都市部、山村部の市町村それぞれに対して、現在の連携の取組状況や今後の取組意向を聞き取りました。

- 【調査概要】
- 調査期間: 令和4年9月29日～12月9日
 - 調査対象: 1,741市町村
 - 回答数: 1,594市町村(都市部: 484市町村、山村部: 1,136市町村)
- ※都市部か山村部かは、回答市町村が選択

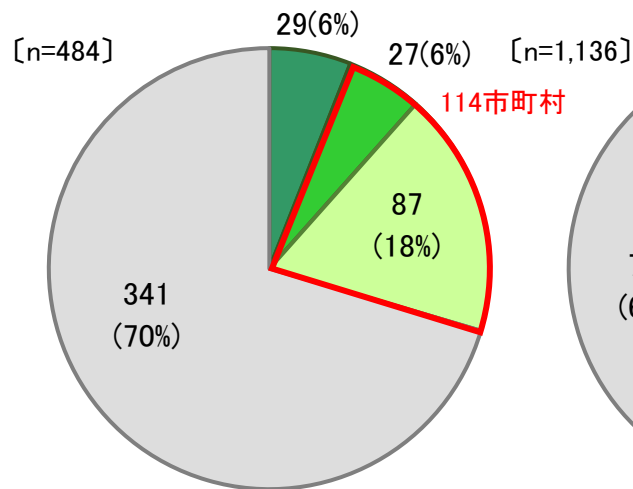
1. 都市・山村連携を実施している又は関心のある市町村の数

○都市・山村連携の取組への関心について、「現在、連携の取組を行っている」と回答があったのは、都市部は29市町村、山村部は13市町村。

○「現在、連携の取組を行っており連携先をさらに増やしたい」又は「取組を行っていないが、関心がある」と回答があったのは、都市部は114市町村、山村部は364市町村。

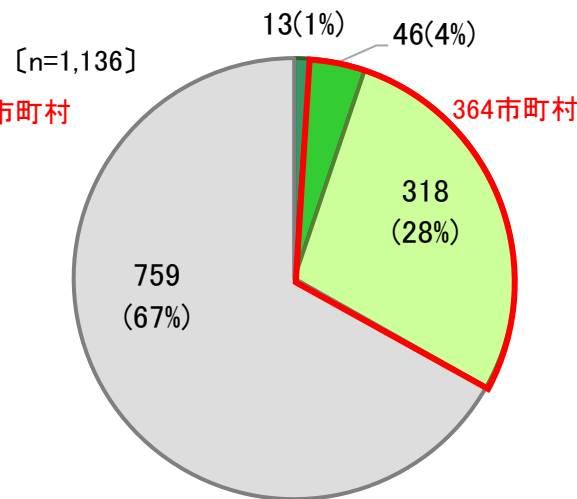
【都市部の市町村】

山村部の市町村との連携状況



【山村部の市町村】

都市部の市町村との連携状況



- 現在、連携の取組を行っている(又は具体的な予定がある)
- 現在、連携の取組を行っており(又は具体的な予定があり)、連携先をさらに増やしたい
- 現在、連携の取組を行っていない(又は具体的な予定がない)が、関心がある
- 現在、連携の取組を行っておらず、今後の予定も未定

《参考: 現在連携の取組を行っている市町村の取組例》

- ・ 都市部と山村部の市町村とで森林の育成・保全に関する協定を締結し、都市部の市町村が森林の整備に要する費用を負担
- ・ 都市部の住民を対象とした、植樹ツアーの実施
- ・ 山村部の木材を利用した積み木を、都市部の新生児へプレゼント等

- 令和6年11月28日・29日開催の「地域林政アドバイザー連携促進研修」において、「自治体間連携」について、4グループに分かれてグループ討議を実施。
- 以下は「自治体間連携の双方にメリットがあると考えられる具体例」として、グループ発表の内容をまとめたもの。

- 都市部と連携した「〇〇の森づくり」
- 木製バット用のアオダモなど、目的を持った植樹
- 同一流域にある水源部(上流)と都市部(下流)で連携し、下流部の都市在住の親子等を対象に、森林施業・製材・木工などの体験ツアーを実施
(下流の都市部の人たちが享受する水などの豊かな自然の恵みは、川上(水源)で作られていることを体験によって学習)
- 都市部での木材利用(木のおもちゃや木造建築)を促進し、(都市上流域の)木の産地の植林の重要性を体験
- 『ライフサイクル(誕生、入学、卒業、成人等の人生の節目)に合わせた木育』
(都市のメリット: 癒し、思い出、五感を使った非日常の体感
地方のメリット: 荒廃地管理、森林整備、地域振興)
- 木育施設で、木のおもちゃ遊び、原料採取からの木工体験
- 和紙の卒業証書、学校机の天板など学校での木製品利用

- 以下は「自治体間連携を可能にするために留意すべきこと」として、グループ発表の内容をまとめたもの。
- 各研修生がまとめた自治体間連携の具体例やアイデア等は、本日の参考資料として配布。

- お互いのメリットをすり合わせる
- 費用対効果を実感できる内容とする
- ストーリー性(物語性)を大切にする
(例: 下流部は上流部に森林整備、上流部は下流部に木材提供の関係を構築し、同一流域内で一連のシステム(市場、製材、木材利用施設等)を体験)
- 目的やターゲットを明確にし、企画には色んな立場の人の意見を取り入れ、広報を工夫する(外国展開も視野に入れてみる)
- 都市部(自治体・企業)の参画を継続的に行うための仕組みを構築する
 - 上下流の自治体同士の連携を構築する
 - 上流の森林の利活用に向け、下流の自治体が提案公募する
 - 上流部の地域活性化を図るため、企業の参画を促す
- 自治体職員がプレイングマネージャーになると継続しないため、アウトソーシング先として地域の関連事業者(観光協会や旅行エージェントなど)と関係を構築する
- 座学より体験を重視し、持ち帰れる成果物(有形無形の思い出)があると効果的

森林環境譲与税を活用した自治体間連携の取組

- 森林環境譲与税の導入を受けて、都市・山村連携の取組が進展。
- 令和5年度は、都市部と山村部の自治体が、森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組を48件実施。
- 168の自治体が連携の取組に参画し、都市部自治体の譲与税のうち約2億5,800万円が、連携する山村部自治体の森林整備や生産される木材の利用、子供たちの森林体験プログラム等に活用。

■ 都市部と山村部の自治体が連携した取組の実施状況(令和5年度)

		連携件数		合計
		(同一都道府県内)	(都道府県をまたぐ)	
取組件数		13	35	48
取組分野	森林整備	8	20	28
	木材利用	5	7	12
	普及啓発	7	27	34

- 自治体数：168（うち都市部：39）
- 活用額：2億7,100万円（うち都市部：2億5,800万円）

- 注1) 自治体への聞き取り結果をもとに、連携する都市部と山村部の自治体双方に異なるメリットがある取組を計上。
 2) 「取組分野」は該当する取組を複数計上。
 3) 都市部の自治体数及び活用額については、取組ごとに都市部の自治体と判断したもの。



カーボンオフセット事業
東京都千代田区・群馬県嬬恋村



市民交流による森林整備
東京都荒川区・福島県福島市



友好都市産材の利用
東京都昭島市・岩手県岩泉町



新生児への木材製品贈呈
愛知県豊明市・長野県上松町



小学生対象の現地体験プログラム
大阪府豊中市・島根県隠岐の島町



森林を学ぶ市民向けツアー
愛知県名古屋市・長野県木祖村